



# 改正農地法が成立！

農地管理課農地調整係

改正農地法が成立し、平成13年3月1日から施行されます。

主要な改正内容は、次のとおりです。

- 第1 農業生産法人の要件の見直し
- 第2 農業生産法人の要件適合性を担保する措置
- 第3 農地の権利移動の下限面積要件の弾力化
- ほか

## 第1 農業生産法人の要件の見直し

### (1) 形態要件に株式会社を追加

農事組合法人、有限会社、合名会社及び合資会社に加えて、担い手の経営形態の選択肢を拡大させる観点から、本改正で株式会社が追加されました。

ただし、株式の自由な譲渡は、構成員要件などの農業生産法人の要件を欠く危険性が高いため、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨を定めたものに限定されました。

### (2) 事業要件の拡大

現行制度では、農業生産法人が基本的に農業経営を行うための法人であることを担保するため、実施可能な事業を限定していました。

本改正で、経営の多角化を通じた農業生産法人経営の安定・発展を図るため、農業（関連事業を含む）が主である範囲内で、その他の事業の実施が可能となりました。

### (3) 構成員要件の拡大

農業生産法人の財政基盤の強化と円滑な事業展開を図るため、①法人の事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続的に受けける法人（現行制度は個人のみ）<例：スーパー、生協>及び、②供給又は役務の提供を継続的に行う者<例：農作物運送業者>が構成員に追加されました。

また、地方公共団体が追加されました。

### (4) 役員要件の緩和

現行制度では、役員中、農作業を主とする常時従事者が過半を占めることが必要でした。

本改正で、マーケティングなど企画管理労働に従事する役員を増加し得るようにするため、常時従事する役員が過半を占め、かつその過半が農作業に一定程度従事すれば足りると緩和されました。

### 農地法

耕作者主義を目的に掲げ、農地の所有や利用関係の仕組みを定めた基本的な法律。

法人の農地取得については、度々改正により緩和されてきた。

### 農業生産法人

耕作目的で農地を取得して農業経営を行う法人。有限会社などが要件を備えることで農業生産法人となる。県内の法人数は184法人。

（平成12年1月1日現在）

## 第2 農業生産法人の要件適合性を担保する措置

### (1) 農業生産法人の報告義務

農業生産法人は、毎年、事業の状況など必要な事項を農業委員会に報告しなければなりません。農業生産法人の要件を欠いた場合も同様です。

## (2) 農業委員会の機能強化

農業委員会は、要件を欠くおそれのある法人に対し、必要な措置をとるべきことを勧告し、農業生産法人から申し出があった場合には、農地の譲渡についてあっせんに努めます。

また、農業生産法人が要件を欠くなど必要と認めるときは、立入調査を行うことができます。

## 第3 農地の権利移動の下限面積要件の弾力化 ほか

### (1) 農地の権利移動の下限面積要件の弾力化

農地の権利移動に際しては、農地の権利を取得する者が取得後一定の面積（下限面積）の農地を耕作に供することが必要です。現行制度では、この下限面積を、都道府県知事が農林水産大臣の承認を受けて独自の面積を定めることができます。

本改正で、地域の実状に応じた農地の権利移動が行われるよう、農林水産大臣の承認が廃止されました。

### (2) 事務区分の変更

地方分権の推進を図る観点から、都道府県知事が行う2ha以下の農地転用許可について、第1号法定受託事務から自治事務に変更されました。

### (3) 罰則の強化

本改正で、罰則の対象に、偽りその他不正の手段により許可を受けた者を追加するとともに、罰金額が100万円以下から300万円以下に引き上げられました。

### 参考 農業生産法人制度の見直し内容

#### 現 行

#### 改 正 後

##### 第1 農業生産法人の要件の見直し

###### 法人形態要件

農事組合法人、有限会社、合名・合資会社に限定

株式会社（株式の譲渡制限を行っているもの）を追加（法第2条）

###### 事業要件

農業（関連事業を含む。）その附帯事業に限定。

農業（関連事業を含む。）が主であるとの範囲でその他の事業が可能（法第2条）

###### 構成員要件

農業者、農協、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人等

法人と継続的取引関係にあるものを追加  
地方公共団体を追加（法第2条）

###### 役員要件

役員の過半は、農業（関連事業を含む。）に常時従事する構成員。この常時従事役員すべてが農作業に主として従事する者

役員の過半は、農業（関連事業を含む。）に常時従事する構成員。この常時従事役員のうち、過半の者が一定程度農作業に従事する者（法第2条）

##### 第2 農業生産法人の要件適合性を担保する措置

- ① 農地の権利移動の許可  
(許可の条件による報告指導)
- ② 定期報告（①の許可条件に基づく）
- ③ 農業委員会による立入調査（農地等への立入り）
- ④ 買収等の手続き  
(要件を欠いた場合の公示、買収等)

- ① 農地の権利移動の許可
- ② 定期報告（農業委員会への報告）（法第15条の2）
- ③ 農業委員会による立入調査  
(事務所等への立入りを追加)（法第15条の4）
- ④ 農業委員会による勧告及びあっせん
- ⑤ 買収の手続き（法第15条の2）
  - 公示の猶予、あっせん

農業生産法人の健全な育成を図るとともに、地域農業の発展に資するよう、市町村、農業委員会、農協、農業生産法人、農家の代表等が地域レベルで協議の場を設け、地域農業のあり方についての話し合いを推進。